

沖縄市立学校給食センター

第3調理場調理等業務委託

— 募 集 要 項 —

令和7年10月

沖縄市教育委員会

学校給食センター

目 次

1	目的	P 1
2	件名	P 1
3	対象施設	P 1
4	施設、備品等の使用	P 1
5	委託業務内容	P 1
6	委託期間	P 2
7	提案上限額	P 2
8	応募資格	P 2
9	応募に関する留意事項	P 3
10	応募手続	P 4
11	質問の受付・回答	P 5
12	応募提案書類について	P 5
13	選定方法	P 7
14	契約までの流れ	P 9
15	委託料の支払いについて	P 9
16	履行保証人について	P 9
17	遵守法令	P 10
18	配慮事項	P 10

1 目的

この募集要項は、沖縄市立学校給食センター調理業務等委託に係る民間業者の募集に関して、必要な事項を定める。

なお、本募集要項で使用する「読み替え（以下〇〇という）」については、本募集要項と併せて配布・公表する次の「※」で示す別添資料等にも適用するものとし、これらを本募集要項と一体の資料とする。また、これら全資料を含めて「募集要項等」と称する。

- ※ 応募提案様式集 (別添 1)
- ※ 仕様書 (別添 2)
- ※ 仕様書様式集 (別添 3)
- ※ 資料集 (別添 4)

2 件名

沖縄市立学校給食センター第3調理場調理等業務委託

3 対象施設

名 称	第3調理場
所 在 地	沖縄市古謝二丁目28番5号
供 用 開 始	平成26年1月
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨地上2階
敷 地 面 積	5,163 m ²
建 築 延 面 積	2,383 m ² (1階1,969 m ² 2階414 m ²)
運 営 方 法	ドライシステム
配 食 校 数	小学校4校/中学校2校/幼稚園4園
調 理 食 数	約5,300食
稼 働 日 数	約200日(小・中) 約180日(幼) 予定

4 施設及び備品等の使用

本業務を実施するにあたり、施設及び備品等の使用については、沖縄市（以下「市」という。）の所有するものを無償貸与とし、それらの改造等は行わないこと。

5 委託業務内容

本委託業務の主な内容は、次に掲げるとおりとし、原則として本業務に係る内容の一部又は全部を第三者に委託し、請負わせ、又は委任することはできない。

- (1) 調理業務（幼稚園給食や食物アレルギー対応食を含む）
- (2) 配送・回収業務
- (3) 食器具等の洗浄・消毒及び保管
- (4) 施設・設備の清掃及び日常点検
- (5) ボイラー設備の運転業務
- (6) 残菜等の処理、食材の検収及び保存食等の確保
- (7) 衛生管理業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 前各号に付帯するその他必要な業務

(参考) 本委託業務に含まれない主な業務

献立作成業務・食材調達業務・給食費徴収業務・施設設備等の修繕、維持管理、保守点検業務等。

6 委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日まで（60月）

7 提案上限額

- (1) 本業務に係る委託料については次に掲げる表に応じ、その年度ごとに記載された額を提案上限額（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という）10%を含む）とする。

（単位＝千円）

年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	総額
金額	157,728	156,741	156,741	156,741	156,741	784,692

- (2) 見積書（別添1 様式第14号）において、内訳を含めた見積金額（以下「提案額」という）の記載にあたっては、消費税（10%）を含めた金額を記載するものとし、審査を行う際には、その内訳において各区分における各年度の提案額が提案上限額を超える場合には失格とする。なお、受託期間中に消費税率の変更があった場合には、市と協議の上調整するものとする。

8 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) これまで学校給食調理業務等の受託実績を有し、現在も継続して学校給食調

理業務等を受託している者であって、１日１回 5,000 食以上での調理業務の経験を有している者であること。

※上記「学校給食調理業務等」中における「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

- (2) 法人であること。
- (3) 沖縄県内に本社、支社または営業所を有すること。
- (4) 過去 5 年以内に食品衛生法（昭和 22 年法律第 223 号）第 55 条に基づく営業停止の処分を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 現地見学会の申込を提出してから優先交渉権者決定までに、不渡手形もしくは不渡小切手を発行していないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (9) 沖縄市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 21 日条例第 15 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- (10) 食中毒その他の事故等による損害賠償責任を履行するために保険に加入している者であること。

9 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとす
- る。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 3 条関係別表第 1 に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- (4) 提出書類は提出期限までは内容の変更を行うことができるものとするが、内容の変更を行う場合は、提出期限までに変更後の書類を改めて提出すること。
- (5) 市が受理した書類については、一切返却しないものとする。
- (6) 応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合は、提案者の承諾をもって提案内容を使用できるものとする。
- (7) 市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても市の方の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

- (8) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、応募資格を取消し、契約締結の保留又契約の解除等の措置を取るものとする。
- (9) 応募要項等の公表日から優先交渉権者の決定までの期間中に応募者が選定委員等に対し、選定審査に関する照会をおこなうことや個別に接触を持った場合は失格とする。
- (10) 応募資格確認後から選定結果の決定までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
- (11) 市が追加で資料の提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (12) 応募書類を提出した後に辞退するときは、応募辞退届(別添1 様式第16号)を提出すること。
- (13) 選定結果は市ホームページで公表する。
- (14) 選定結果等についての不服、異議等は認めない。

10 応募手続

事業実施のスケジュールは、次の表1のとおりとする。なお、本業務に係る募集要項等、公表及び提出書類等の受付に関しては、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く8時30分から17時00分までとする。

表1

募集要項等の公表	令和7年10月24日(金)～11月13日(木)
現地見学会(第3調理場)	10月31日(金)15時30分～16時30分 ※10月30日(木)17時までにEメールにてお申込み下さい。※現地見学会の留意事項を確認ください。
質問書の受付期間	10月31日(金)～11月6日(木)17時まで
質問書の回答	11月7日(金)
企画提案書提出期間	11月4日(火)～11月13日(木)17時まで
一次審査(書類審査)	11月中旬
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	11月下旬
優先交渉権者決定	11月下旬
結果の通知	12月上旬
契約締結	令和7年12月中旬
業務開始	令和8年4月1日

(1) 募集要項等の公表

ア 公表期間：令和7年10月24日(金)～11月13日(木)

イ 公表場所：沖縄市ホームページ (<https://www.city.okinawa.okinawa.jp>)

(2) 現地見学会の申込と提出

ア 申込期間 : 令和7年10月24日(金)から10月30日(木)まで

イ 提出場所 : 「現地見学会参加申請書」(別添1 様式第1号)を

※E-mailにて提出

E-mail : gf_syomu@city.okinawa.lg.jp

(沖縄市教育委員会 学校給食センター)

(3) 現地見学会の日時

ア 日時 : 令和7年10月31日(金)15時30分~16時30分

イ 場所 : 学校給食センター第3調理場(沖縄市古謝2-28-5)

○現地見学会の留意事項

*調理室の入場者は1業者3名までとする

*入場当日前2週間以内の検便検査結果の提出

*白衣及び帽子持参

*調理用靴持参(汚染作業区域用、非汚染作業区域用の2種類)

*見学時は市の指示に従うこと

11 質問の受付・回答

(1) 提出方法

質問書(別添1 様式第2号)により、E-mailでの提出とする。

E-mail : gf_syomu@city.okinawa.lg.jp

(沖縄市教育委員会 学校給食センター)

(2) 提出期限 : 令和7年10月31日(金)~11月6日(木)17時まで

(3) 回答日 : 令和7年11月7日(金)

※ 質問に対する回答は、現地説明会に参加した全ての事業者にもEメールにて回答する。

12 応募提案書類について

(1) 基本的事項

ア 作成様式

提出書類の記載にあたっては日本工業規格A4横書きとし、長辺2箇所をと
じること。ただし、図表等については必要に応じA3折込み可とする。なお、
提出する全ての資料をファイル一冊にまとめて提出することとし、これ以外の
いかなる資料の提出を認めない。

イ 字体等

字体については12ポイント、明朝体を基本とする。

ウ 構 成

提案書類の作成にあっては次の表 2 の事項順に沿って作成し、目次、ページ番号及びインデックスを付すこと。

表 2

項目	別添 I 様式	提出書類
1	第 3 号	審査に係る説明書類等提出書
2	第 4 号	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案書
3	第 5 号	衛生管理業務に関する提案書
4	第 6 号	食物アレルギー対応食の提供に関する提案書
5	第 7 号	調理業務実施体制に関する提案書
6	第 8 号	スタッフ配置提案書
7	第 9 号	危機管理体制に関する提案書
8	第 10 号	調理業務従事者等の教育及び研修に関する提案書
9	第 11 号	職員数（沖縄県内の事業所）
10	第 12 号	調理業務従事者の雇用に関する提案書
11	第 13 号	業務実績等提案書
12	第 14 号 第 14 号－①	見積書 ＊本募集要項 2 ページ、7.「提案上限額」の範囲内であること
13	第 15 号	独自提案等（8 ページ「表 3」参照）
14	その他	会社概要（事業者の概要・組織の分かるもの）
15		定款（写し）
16		財務諸表（直近 3 期分の損益計算書及び貸借対照表）
17		納税証明書（国税、県税、市税の完納証明書）
18		登記事項証明書
19		損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類（写し）

（2）提出方法等

ア 受付期間：令和 7 年 11 月 4 日（火）から

令和 7 年 11 月 13 日（木）まで

※期間中の土曜日、日曜日、祝祭日を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

イ 提出方法：直接持参により提出する。

ウ 提出部数：正本 1 部 副本 10 部 計 11 部

エ 提出先： 沖縄市立学校給食センター 第 1 調理場

〒904-0011 沖縄市照屋 3 丁目 4 番 15 号

1.3 選定方法

(1) 沖縄市学校給食調理業務等委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、公募型プロポーザル方式により、提案書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

(2) (1) の評価にあたっては選定委員会の各委員が次の表 3 の評価項目ごとに評価する。

表 3

評価項目（別添 1）	評価事項概要
1 学校給食に対する基本的な考え方 （様式第 4 号）	① 学校給食の意義やその重要性の認識 ② 学校給食が果たす食育の重要性の認識 ③ 学校給食に対する意欲や取り組み姿勢等
2 衛生管理業務 （様式第 5 号）	① 衛生管理の取り組み状況 ② 衛生管理体制 ③ 沖縄市学校給食調理作業マニュアルの理解度 ④ 各種衛生点検票の管理 ⑤ 衛生検査等
3 食物アレルギー対応食の提供 （様式第 6 号）	① 食物アレルギー対応食に対する考え方 ② 食物アレルギー対応基本方針等についての理解度 ③ 食物アレルギー対応食の取り組み状況
4 調理業務実施体制 （様式第 7 号）	① 業務責任者等の配置状況 ② 業務実施体制（安全性・効率性等） ③ 調理業務従事者の休暇等による代替員の体制等
5 スタッフ配置 （様式第 8 号）	① 正規社員の配置人数について ② 有資格者の配置人数について ③ 役職従事者の経験及び指導体制について ④ 調理従事者の経験及び学校給食調理業務遂行能力等
6 危機管理体制 （様式第 9 号）	① 食中毒の防止対策 ② 異物混入の防止対策 ③ 配送、回収時の交通事故の防止対策 ④ 緊急連絡体制の整備及び対応策
7 調理業務従事者等の教育及び研修 （様式第 10 号）	① 委託開始までの研修計画等 ② 委託実施後の研修計画等 ③ 人材育成の取組み等
8 職員数 （沖縄県内の事業所） （様式第 11 号）	① 調理業務従事者の業務経験年数 ② 栄養士の業務経験年数 ③ 正規社員及び非正規職員の別並びに有資格者数 ④ 正規社員及び非正規社員の合計人数
9 調理業務従事者の雇用	調理業務従事者のモチベーション維持に係る施策等

(様式第 12 号)	
10 業務実績等 (様式第 13 号)	現在継続中の学校給食調理業務等受託実績
11 見積書 (様式第 14 号、第 14 号-①)	適正な価格のもと、見積書が算定されているかを評価する。
12 プレゼンテーション	① 経営理念等 ② 学校給食に対するアピールや意欲等
13 独自提案等 (様式第 15 号)	本事業における応募者自身の独自提案や優位性、その他、市に対するアピールポイント等を評価する。
14 経営状況審査	財務諸表に基づく各種経営分析を行い経営状況、財政基盤の安定性等を評価する。

(3) 審査概要

ア 応募業者の資格の確認審査

市は、応募資格の確認審査を行い、本募集要項 2 ページ 8.「応募資格」に基づき、応募業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、応募資格書類不備の場合には、失格とする。

イ 書類審査

提出書類について、表 3 の評価項目等に基づき評価する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査

プレゼンテーションについては、応募者の経営理念及び学校給食に対する意欲についてなど、応募者の自由に行えるものとする。

ヒアリングについては、選定委員の質疑等により提案書に記載のない事項などの補足回答を求める。

① 日時 : 令和 7 年 11 月下旬

② 場所 : 沖縄市役所 もしくは 第 3 調理場

※応募多数の場合の予備日を設ける。

※詳細な日時等については、後日参加者へ通知する。

③ 実施時間 : 30 分間

(プレゼンテーション: 20 分・ヒアリング質疑応答: 10 分)

④ 出席者 : 3 名までとする。

⑤ 機材等 : プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは、本市が用意する。パソコン等その他の機器については応募者が準備すること。

⑥ プレゼンテーションの順番

企画提案書の提出順とする。

Ⅰ 4 契約までの流れ

(1) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価し、加点方式により評価を行う。最も総合得点の高い業者を優先交渉権者として選定する。また、応募者が1者のみの場合でも評価を行い、基準点（配点の6割）を満たした場合は優先交渉権者とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、市ホームページ等にて掲載するとともに、別途、応募業者全員に通知する。

(3) 受託者の決定

市は選定委員会の結果を踏まえ優先交渉権者を決定し、優先交渉権者との契約締結をもって受託者を決定する。ただし、優先交渉権者との契約を締結できない場合は、当該優先交渉権者の次に総合得点の高い応募者から順に契約交渉を行うこととする。

Ⅰ 5 委託料の支払いについて

- (1) 受託者は、履行月分の業務を完了した時は、遅滞なく市に対して委託業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出し、その検査結果の合格をもって当該履行月分の委託料を請求することができる。
- (2) 受託者は、委託期間中における各年度の委託料の12分の1に相当する額を当該履行月分の委託料として市に請求するものとする。
- (3) 市は受託者より請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に受託者に当該履行月分の委託料を支払うものとする。
- (4) 委託料については、委託期間の開始日をもって発生するものとし、その前日までの準備期間に係る委託料は発生しないものとする。
- (5) 市は、受託者の責めに帰すべき事由により、本業務が実施できないときは契約金額のうち、履行されなかった日数等に応じた額（年間給食実施予定日数を分母として日数計算した額）を減額して支払うものとする。この場合受託者は減額した額に100分の10の割合を乗じて計算した額を違約金として市に支払わなければならない。

Ⅰ 6 履行保証人について

- (1) 受託者は本業務を履行しない場合に受託者に代わって自ら本業務を履行することを保証するため、履行保証人を立てなければならない。
- (2) 市は受託者が本業務を履行する見込みがないと認めるときは履行保証人に対し、本業務の実施を請求することができる。

- (3) 履行保証人は、前項の規定による本業務の実施請求があったときは、受託者に代わって本業務を実施しなければならない。
- (4) 市が履行保証人に本業務の実施を請求したときは、受託者がその請求の時までに実施した部分で、市の検査に合格したものに対する委託料については受託者に支払い、履行保証人が自ら実施した部分については、受託者は何らの請求権を有せず、市は、当該部分に対する委託料を履行保証人に直接支払うものとする。

17 遵守法令

- (1) 法令 — 学校給食法・食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその他関連法規等
- (2) 要綱等 — 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
大量調理施設衛生管理マニュアル（厚労省）及び関連要綱等

18 配慮事項

本業務の実施にあたっては、車両の走行や騒音等、本業務を起因とする周辺環境の変化に十分に留意し、学校及び周辺住民のご理解が得られるよう配慮すること。

この募集に関する書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

●沖縄市教育委員会 沖縄市立学校給食センター

〒 904-0011 沖縄市照屋 3 丁目 4 番 15 号

T E L 098-929-4776

F A X 098-929-4777

E-mail gf_syomu@city.okinawa.lg.jp